

秋田市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和7年4月1日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和7年4月15日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ショートステイやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和7年3月31日

3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 合同会社ハレルヤ介護プラン	秋田市外旭川字山崎380番地2	令和7年3月15日
新 ハレルヤ介護プラン		